

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規則	福島県職員の退職手当に関する条例施行規則等の一部を改正する規則	二四
告示	認定液化石油ガス販売事業者として認定した件	二五
	生活保護法による介護扶助等のための介護機関を指定した件	二五
	生活保護法による指定介護機関の事業を廃止した旨届出があった件	二五
	地籍調査に関する事業計画を定めた件	二六
公告	落札者を決定した件	二七
	県営土地改良事業の工事が完了した件	二七
	福島県労働委員会	二七
	あつせん員候補者として委嘱した件	二七

規 則

福島県職員の退職手当に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年五月十八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県規則第五十四号

福島県職員の退職手当に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

（福島県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部改正）

第一条 福島県職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和二十八年福島県規則第八十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を

付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のもの、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
<p>（勤続期間の計算の特例）</p> <p>第二十条の三 第四条に規定する者に對する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の同条に規定する勤務した日が引き続いて十二月を超えるに至るまでのその引き続いて勤務した期間は、条例第九条第一項に規定する職員としての引き続いての引き続いた在職期間とみなす。</p>	<p>（勤続期間の計算の特例）</p> <p>第二十条の三 次の各号に掲げる者に對する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、当該各号に掲げる期間は、条例第九条第一項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。</p> <p>一 第四条に規定する者 その者の同条に規定する勤務した日が引き続いて十二月を超えるに至るまでのその引き続いて勤務した期間</p> <p>二 職員以外の者のうち、雇用関係が継続している場合において職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく人事委員会規則により勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が十八日以上ある月が引き続いて十二月を超えるに至るまでの間に引き続いて職員となり、通算して十二月を超える期間勤務したものであるもの その職員となる前の引き続いて勤務した期間</p>

（福島県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正）

第二条 福島県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（令和元年福島県規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

告 示

改正後	<p>附 則 (施行期日) (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>二 第四条の改正規定及び次項の規定 令和二年四月一日</p> <p>2 (略) (削る)</p>
改正前	<p>附 則 (施行期日) (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>二 第四条の改正規定並びに次項及び附則第三項の規定 令和二年四月一日</p> <p>3 附則第一項第二号に定める日の前日を含む月以前における福島県職員の退職手当に関する条例施行規則第二十條の三第二号に規定する職員以外の者の勤続期間は、従前の例により計算し、これを同月後の引き続いた勤続期間に加算するものとする。</p> <p>4 (略) (略)</p> <p>5 (略)</p>

附 則

- 1 (施行期日)
この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の第二十條の三の規定は、令和二年四月一日(次項において「適用日」という。)以後に退職した者について適用する。
- 3 適用日の前に雇用された者であつて、福島県職員の退職手当に関する条例施行規則第四條に規定する職員以外の者のうちその勤務形態が職員に準ずる者で、適用日の前日を含む月において雇用関係が継続している場合において職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく人事委員会規則により勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が十八日以上ある月(以下この項において「勤務月」という。)が引き続いてあるものの勤続期間については、適用日の前日を含む月以前の勤務月が引き続いてある期間を、同月後の引き続いた勤続期間に加算するものとする。

(職員業務課福利厚生室)

福島県告示第四百五号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第四百十九号)第三十五條の六第一項の規定により、保安確保機器の設置及び管理の方法についての基準に適合している液化石油ガス販売事業者を次のとおり認定した。

令和三年五月十八日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名
福島堀川ガス販売株式会社 代表取締役 堀川 雅治
- 二 住所
埼玉県草加市住吉一丁目十三番十号
- 三 認定年月日
令和三年五月六日

(消防保安課)

福島県告示第四百六号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十四條の二第二項の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四條第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和三年五月十八日

福島県知事 内堀 雅雄

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
コスモ調剤薬局長沼店	須賀川市木之崎字寺前九八一	株式会社コスモファーマ	郡山市桑野三丁目二二	令和三年四月八日	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導

(社会福祉課)

福島県告示第四百七号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十四條の二第四項において準用す

る同法第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から当該指定介護機関の事業を廃止した旨届出があった。

令和三年五月十八日

福島県知事 内堀雅雄

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日	サービスの種類
そうごう薬局喜多方店	喜多方市関柴町上高野字広面六五七一〇	総合メディカル株式会社	福島県福岡市中央区天神二丁目一四一八	令和三年三月二二日	居宅療養管理指導 防居宅療養管理指導

(社会福祉課)

福島県告示第四百八号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条の三第二項の規定により、令和三年度における地籍調査に関する事業計画を次のとおり定めた。

令和三年五月十八日

福島県知事 内堀雅雄

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
福島市	大波第一五 大波第一六 大波第一七	令和四年三月二二日
伊達市	梁川第一七 梁川第一八	同
郡山市	石筵第六 笹川第七 石筵第七 笹川第八 石筵第八	同
須賀川市	滝第六	同
天栄村	牧本第二七 牧本第二八	同

白河市	石切場 九番町	同
埴町	川上十一 湯岐三 田野作一 湯舟一	同
会津若松市	南千石町	同
喜多方市	小舟寺第三	同
北塩原村	大塩第七	同
湯川村	笈川 上田谷地	同
南会津町	中荒井第二 中荒井第三	同
いわき市	上永井I 合戸A 合戸B 旅人I	同

(農村計画課)

公 告

公告第97号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける県庁舎等清掃業務の委託について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。
令和3年5月18日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
県庁舎等清掃業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県総務部文書管財総室施設管理課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和3年3月24日
- 4 落札者の氏名及び住所
キョウワプロテック株式会社 福島県福島市五月町3番20号
- 5 落札金額
75,240,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和3年2月12日

(施設管理課)

公告第九十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十三条の三第三項の規定により、金沢・北景地区に係る県営農山漁村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業）の工事は令和三年三月三十一日完了したので公告する。
令和三年五月十八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

(農村計画課)

福島県労働委員会

公告第一号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第十条の規定により委嘱したあつせん員候補者は、次のとおりである。
令和三年五月十八日

福島県労働委員会

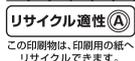
会長 平 石 典 生

氏 名	現 職	前 歴	委嘱年月日
平石 典生	福島県労働委員会会長 弁護士		令和2年6月23日
吉高神 明	福島県労働委員会会長代理 国立大学法人福島大学経済経営学類教授	国立大学法人福島大学 経済経営学類助教授	同
駒田 晋一	福島県労働委員会公益委員 弁護士		同
二瓶 優子	福島県労働委員会公益委員 特定社会保険労務士		同
横 裕康	福島県労働委員会公益委員 弁護士		同
遠藤 和也	福島県労働委員会労働者委員 東北電力労働組合福島県本部	東北電力労働組合福島 県本部副委員長	同

大越香代子	福島県労働委員会労働者委員 東芝フレンジヨン労働組合福 島支部副執行委員長	東芝照明フレンジヨン 労働組合中央執行委員	同
菅野 恵	福島県労働委員会労働者委員 トヨタカローラ福島労働組合 執行委員	トヨタカローラ福島労 働組合評議委員	同
坂路 芳知	福島県労働委員会労働者委員 アネスト岩田労働組合福島支 部長	アネスト岩田労働組合 福島支部執行委員	同
飛田 博之	福島県労働委員会労働者委員 U A センセン福島県支部長	U A センセン山梨県支 部長	同
穴澤 耕二	福島県労働委員会使用者委員 一般社団法人会津地区経営者 協会専務理事	社団法人会津地区経営 者協会事務局長	同
石山 純恵	福島県労働委員会使用者委員 株式会社クリフ代表取締役	株式会社アゴラ専務取 締役	同
板橋 正治	福島県労働委員会使用者委員 福島県経営者協会連合会専務 理事兼事務局長	福島県経営者協会連合 会専務理事代行	同
千歳 芳雄	福島県労働委員会使用者委員 いわき経営者協会相談役	アルバイソフアニユフア クチャリソグ株式会社 顧問	同
永山 忍	福島県労働委員会使用者委員 郡山運送株式会社代表取締役 会長	郡山運送株式会社代表 取締役社長	同
吉成 宣子	福島県労働委員会事務局長	福島県商工労働部政策 監	令和3年4 月27日

清野 宏明	福島県労働委員会事務局次長 兼審査調整課長	福島県総務部総務課長	令和3年4 月27日
遊佐盛一郎	福島県労働委員会事務局審査 調整課主幹兼副課長	福島県南地方振興局 県税課主幹兼副部長兼 管理納税課長	令和2年5 月26日

(審査調整課)



再生紙を使用しています。

【定価 1箇月 3,560円】

発行者 福島県
印刷所 株式会社第一印刷